

◇ 一宮市道路位置指定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法第42条第1項第五号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な基準を定めることにより、良好な市街地を確保することを目的とする。

(道路の配置設計の原則)

第2 道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という）は、建築基準法施行令（以下「令」という）第144条の4の規定によるほか、この基準に定めるところによる。

(指定道路の築造場所)

第3 新たに住宅の建築の用に供する目的で築造する指定道路は、原則として都市計画法第9条第12項に規定する工業地域以外とする。

(接続道路の幅員)

第4 指定道路を接続しようとする道路は、行政庁の管理に属する幅員4メートル（尺貫法により築造された道路にあつては3.6メートル）以上の道路でなければならない。

(指定道路の幅員および延長の測定)

第5 指定道路の幅員は、第1図に示す方法によって測るものとし、指定道路の延長は、接続する道路の側端（4メートル未満の道路にあつては、建築基準法第42条第2項に規定する道路の境界線とみなす線）から、道路の中心線によって測るものとする。

(指定道路の区画)

第6 指定道路は、側溝、縁石、コンクリート製標示杭等を設置して、他の土地と区画しなければならない。

2 指定道路を利用することが可能な隣接地が存する場合は、境界沿いにフェンス等を設置しなければならない。

(排水施設)

第7 指定道路には、雨水等を有効に排出するため、原則として、両側に側溝を設けなければならない。ただし、排水上支障がないと認められる場合は片側側溝とすることができる。

2 側溝の構造は、コンクリート製で、第2図を標準とする。

3 側溝には、適当な位置にマスを設けなければならない。

4 側溝その他排水施設は、他の有効な排水施設に接続しなければならない。

(指定道路の標示)

第8 指定道路は、その旨を御影石等で標示しなければならない。

(指定道路のすみ切)

第9 指定道路のすみ切りは、令第144条の4第1項第二号の規定によらなければならない。ただし、指定道路の片側ががけ地、水路、若しくは堅強な建築物等に隣接する場合、又は市長が土地の状況に因りやむを得ないと認める場合は、片側において斜辺部分4メートル以上の片すみ切りとすることができる。

2 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所により生ずる内角が60

度以下となる場合は、角地の隅角を頂点とする底辺の長さ3メートル以上となるような二等辺三角形を指定道路に含むすみ切りとしなければならない。

(指定道路の構造)

第10 指定道路の構造は、アスファルト舗装とし、第3図に示すものとする。

(転回広場)

第11 令第144条の4第1項第一号ハの規定による転回広場は、昭和45年建設省告示第1837号によるほか、第4図に示すものとしなければならない。

(指定道路を利用する敷地の利用目的、形状および規模)

第12 指定道路を利用する敷地は、利用目的、形状および規模をあらかじめ定めていなければならない。

2 戸建住宅の用に供する敷地の規模は、建築基準法第42条第2項に規定する道路とみなす部分および路地状部分を除き、120平方メートル以上としなければならない。

3 長屋建住宅の用に供する敷地にあつては、次の各号に適合しなければならない。

(1) 袋路状道路に路地状部分のみによって接する敷地は原則として設けないものとする。ただし、敷地の状況等に因りやむを得ないと認められる場合においては、このかぎりでない。

(2) 敷地の規模は、建築基準法第42条第2項に規定する道路とみなす部分および路地状部分を除き1戸当り100平方メートル以上としなければならない。

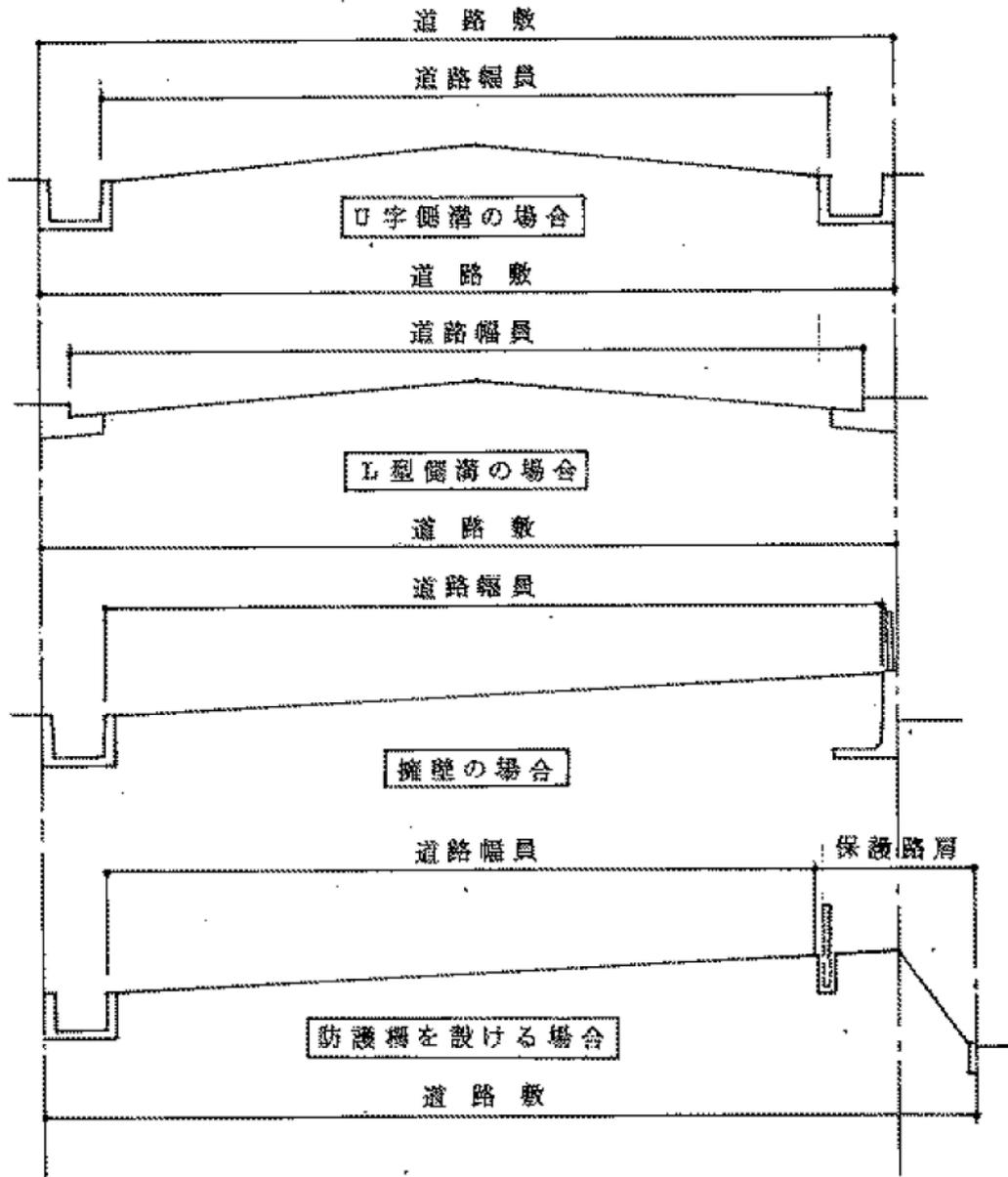
付 則

この基準は昭和58年5月1日から施行する。

付 則

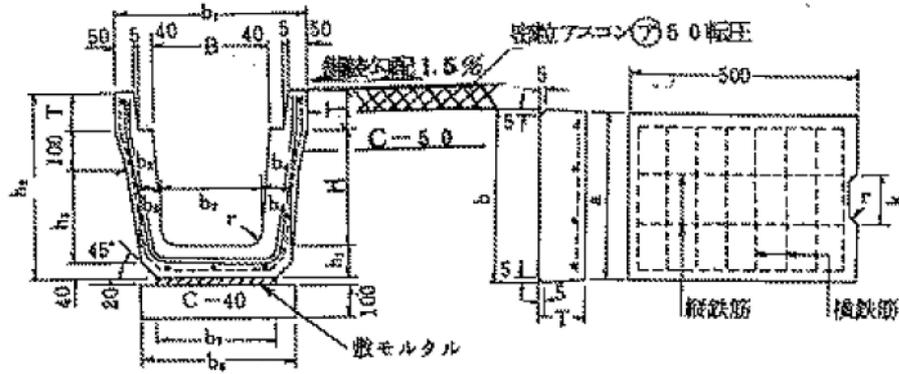
この基準は平成31年1月8日から施行する。

(第1図)



U字溝にフタ (t=100 2種) をした場合は、道路幅員とみなす。

③ OKU型(片側側壁に輪荷載の影響を受ける時)



OKU型寸法表

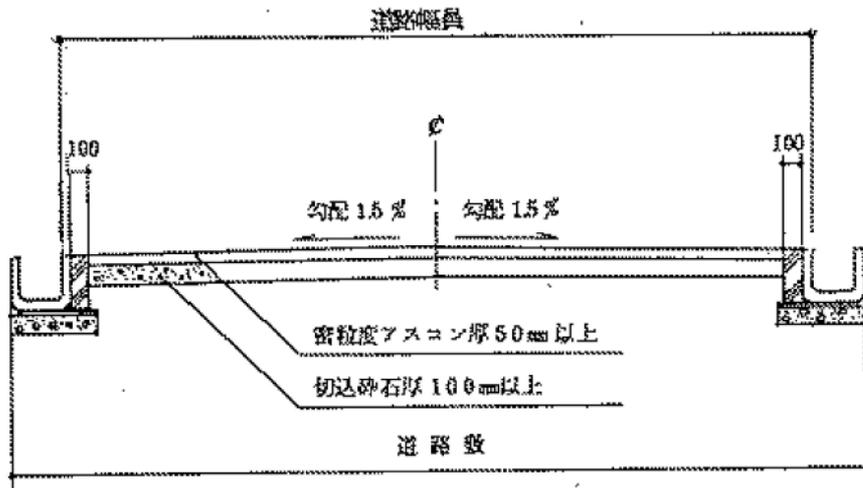
記号	B	H	b ₁	b ₂	b ₃	b ₄	b ₅	b ₆	b ₇	b ₈	h ₁	h ₂	h ₃	T	r	単位
																重量
B240-H240	240	240	430	220	70	70	65	65	260	360	65	405	165	100	60	149

・蓋寸法表 鉄筋量・

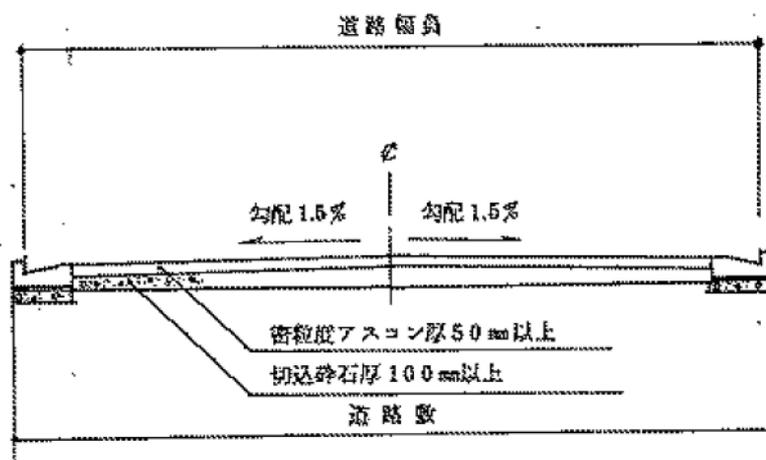
記号	a	b	k	T	r	T - 20				重量
						縦 (D)		横 (D)		
						径	本	径	本	(kg)
B240	315	325	90	100	15	10.0	3	10.0	7	97.2

(第3図)

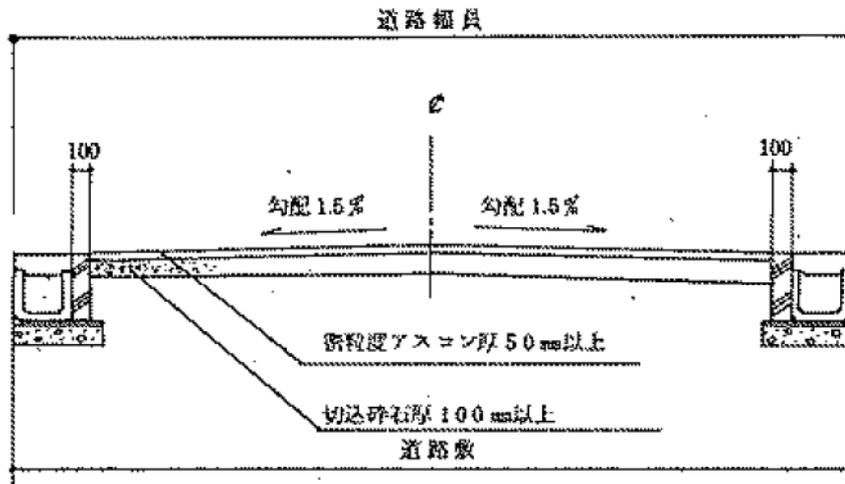
① U字型側溝の場合



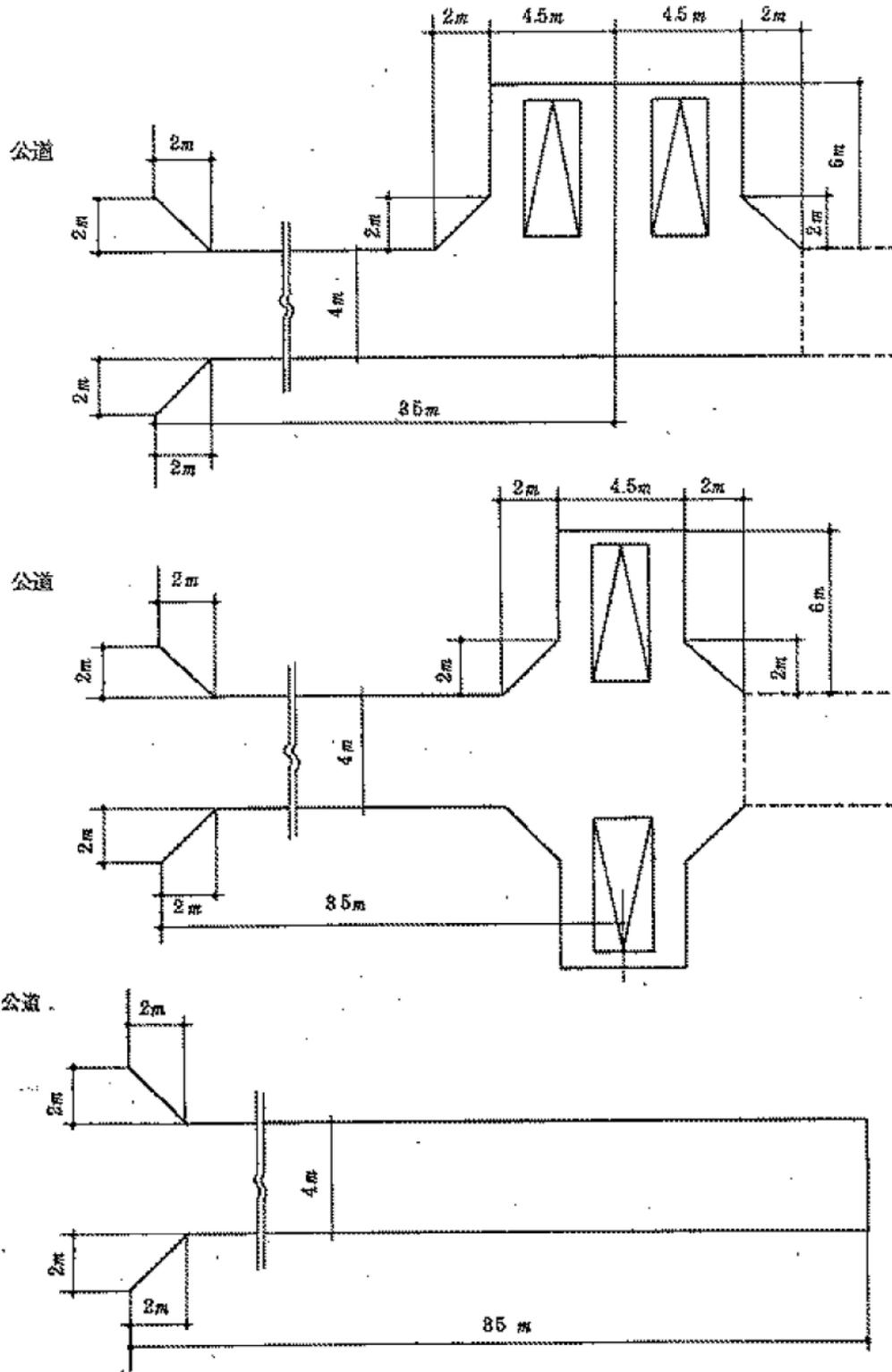
② L字型側溝の場合



③ U字型側溝（フタ付き）の場合



(第4図)



○建築基準法

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第 3 項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）又は密集市街地整備法（第 6 章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

○建築基準法施行令

(道に関する基準)

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

- ニ 幅員が6メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
 - ニ 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。